

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「後期高齢者医療の保険料 軽減特例廃止で一致 厚労省部会」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は、10月23日付の東京新聞の記事を抜粋します。

後期高齢者医療の保険料軽減を段階的に廃止へ

厚生労働省は 15 日、社会保障審議会の部会を開き、75 歳以上の人が入る後期高齢者医療制度で、低所得者の保険料を軽減する特例の廃止案を示し、大筋で了承された。厚労省は 2016 年度から段階的に廃止する方向で検討しているが、周知期間が短いなどの慎重論があるため、今回は時期を明示せず、今後の検討課題とした。廃止すれば低所得者らの負担増につながり、反発は避けられない。

部会では、委員から「急激な負担増とならないよう、慎重に対応する必要がある」などの意見が出た。しかし、特例の廃止そのものは「高齢者にも応分の負担を求めざるを得ない」との認識で一致した。

同制度の保険料は、加入者全員が負担する部分と、年収で額が変わる部分からなる。低所得者は本来、負担部分が最大七割軽減される。だが、08 年度に制度が始まって以来、負担をさらに和らげようと、夫婦世帯で夫の年金収入が年間 168 万円以下の人などを対象に、9 割を上限に軽減する特例が続いてきた。

9 割軽減されている人は約 311 万人、8 割 5 分の軽減は約 258 万人。これら特例を廃止することで、政府は年間計約 420 億円の歳出を抑制できると見込む。74 歳まで夫に扶養されてきた妻ら約 296 万人が対象の特例も廃止する方針。すべて合わせると対象者は 865 万人で、抑制額は年間約 811 億円となる。

抜粋ここまで。

開始時とにかく批判が強かった後期高齢者医療制度ですが、そもそもの開始時から、「低所得者は本来、負担部分が最大七割軽減されるが、08 年の制度開始以来、9 割を上限に軽減する特例が実施されている」ということを知っている人は少ないのではないのでしょうか。

平たく言えば、本来は 3 割負担しなければならなかったところを、医療制度の開始時から「本来は 3 割負担ですが、当面は 1 割にしておきます」ということで、そして「近いうちにその特例はなくなります」ということを含んだ制度だったのです。

さて、この特例を 2016 年度から段階的に廃止していくとのことですが、解散がなければ次回の衆議院の総選挙は 2016 年末に行われる予定です。2016 年度に特例を廃止した場合、総選挙に大きな影響を与えるのは必至でしょうから、厚生労働省の思惑通り進むかどうか興味をもって見ていこうと思います。